

与謝の園訪問介護事業所（ヘルパー）利用料金表

○ **介護保険 訪問介護サービス**（要介護の方が対象となります。）

利用者負担は、保険者が発行する介護保険負担割合証により、
介護報酬額の1割から3割となります。（1回あたりの金額）

ご契約者の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額を自己負担額としてお支払いください。※1割負担のみ記載しています

サービス提供時間	身体介護	生活援助	身体介護に引き続き生活援助
20分未満（算定要件が必要）	198円	—	—
20分以上30分未満	298円	20分以上45分未満 218円	20分以上 80円
30分以上1時間未満	473円		
45分以上	—	268円	159円
70分以上	—	—	238円
1時間以上1時間30分未満	690円	—	—
30分増すごとに	100円加算	—	—
生活機能の向上を目的とした訪問介護計画作成に係る生活機能向上連携加算（Ⅰ）は自己負担100円、（Ⅱ）は200円			
緊急時の訪問については、緊急時訪問介護加算として、1回の訪問につき、介護報酬額1,000円加算、自己負担額100円加算			

※上記の金額は、所定の単位数に特定事業所加（Ⅰ）20%を加えた金額で算定しています。

※初回加算に該当した場合は、初回200円加算となります。

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しています。上記の所定単位数 ×137 / 1000 が介護職員処遇改善加算となります。

- ・ 身体介護とは、入浴・排泄・食事・体位変換・通院介助等です。
- ・ 生活援助とは、調理・洗濯・掃除・買い物等です。
- ・ サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ・ 早朝（午前7時～午前8時）および夜間（午後6時～午後7時）にサービスを提供する場合は、通常の料金に25%を加算した料金をいただきます。
- ・ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意を得て、通常の料金の2倍の料金をいただきます。

(主に次のような場合です)

- ①体重の重い方に対する入浴・外出・移動介助の重介護サービスを行う場合
- ②暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ③その他利用者の状況等から適当と認められる場合

- **介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業**（要支援1および2の方が対象となります。）

利用者負担は、保険者が発行する介護保険負担割合証により、介護報酬額の1割から3割となります。（1ヶ月あたりの金額）

区 分	内 容	自己負担額 (1割)
訪問型介護サービス(I) (事業対象者・要支援1・要支援2)	週1回程度の利用が必要な場合	1,168円
訪問型介護サービス(II) (要支援1・要支援2)	週2回程度の利用が必要な場合	2,335円
訪問型介護サービス(III) (要支援2)	週2回を超える程度利用が必要な場合	3,704円

※初回加算に該当した場合は、初回200円加算となります。

※介護職員処遇改善加算（I）を算定しています。

上記の所定単位数×137/1000が介護職員処遇改善加算となります。